

1 はじめに 死のはじまり——ヒトが死ぬようになったわけ

元来ヒトは死ぬことは無かった。しかし、あることをきっかけに死が訪れるようになる。それは、神話の世界での出来事として各国各地域で語られることが多い。

史料① 古事記上巻 ニニギノミコトとコノハナノサクヤビメとイハナガヒメ

ここに天津日高日子番能邇邇藝能命、笠沙の御前に、麗しき美人に遭ひたまひき。ここに「誰が女ぞ。」と問いたまへば、答へ白ししく、「大山津見神の女、名は神阿多都比賣、亦の名は木花の佐久夜毘賣と謂ふ。」とまをしき。また「汝の兄弟ありや。」と問ひたまへば、「我が姉、石長比賣あり。」と答え白しき。ここに詔りたまひしく、「吾汝に目合せむと欲ふは奈何に。」とのりたまへば、「僕は得白さじ。僕が父大山津見神ぞ白さむ。」と答へ白しき。故、その父大山津見神に、乞ひに遣はしたまひし時、大く歎喜びて、その姉石長比賣を副へ、百取の机代の物を持たしめて、奉り出しき。故ここにその姉甚凶醜きによりて、見畏みて返し送りて、ただその弟木花の佐久夜毘賣を留めて、一宿婚したまひき。ここに大山津見神、石長比賣を返したまひしによりて、大く恥ぢて、白し送りて言ひしく、「我が女二たり並べて立奉りし由は、石長比賣を使はさば、天つ神の御子の命は、雪零り風吹くとも、恒に石の如くに、常はに堅はに動かずまさむ。また木花の佐久夜毘賣を使はさば、木の花の榮ゆるが如榮えまさむと誓ひて貢進りき。かくて石長比賣を返さしめて、ひとり木花の佐久夜毘賣を留めたまひき。故、天つ神の御子の御壽は、木の花のあまひのみまさむ。」といひき。故、ここをもちて今に至るまで、天皇命等の御命長くまさざるなり。

(原漢文 倉野憲司校注『古事記』岩波文庫 1963年)

2 奈良・平安時代の葬制

(1) 大化の薄葬の詔

史料②『日本書紀』大化2年(646)3月甲申(22日)の薄葬の詔

庶民(無位者)の死んだときはそのまま土に埋め、帷帳(たれぎぬ)などには龜布を用いさせ、一日もとどめずにすぐ葬らせる。王以下庶民にいたるまで、すべて殯を建ててはならぬ。また、畿内をはじめ、諸国では、死者はすべて一定のところに埋葬し、汚らわしいさまにところどころばらばらに埋葬してはならない。またこれまでは、人がなくなると自分で首をくくって殉死したり、人の首をくくって殉死させたり、死者の馬をむりやりに殉死させたり、死者のために財宝を墓におさめたり、死者のために髪を切り、股を刺して誅したりすることが行なわれてきたが、このような旧来の風習はいっさい禁止する。もしこの詔に違反して禁令を犯すようなことがあれば、かならずその一族を罪することとする。

(原漢文 井上光貞監訳『日本書紀』下 中央公論社 1987年)

(2) 火葬のはじまり

僧道照の火葬

史料③『続日本紀』文武天皇四年(700)三月己未(十日)

道照和尚物化。……勅請還止住禪院。坐禪如故。或三日一起。或七日一起。儻忽香氣從房出。諸弟子驚怪。就而謁和尚。端坐繩床。无有氣息。時年七十有二。弟子等奉遺教。火葬於栗原。天下火葬從此而始也。

(新訂増補国史大系『続日本紀』前篇 吉川弘文館 1976年)

天皇の火葬

史料④『続日本紀』元正天皇養老5年(721)10月丁亥(13日)

丁亥。太上天皇(元明天皇)召入右大臣從二位長屋王。參議從三位藤原朝臣房前。詔曰。朕聞。万物之生。靡不有死。此則天地之理。奚可哀悲。厚葬破業。重服傷生。朕甚不取焉。朕崩之後。宜於大和国添上郡藏寶山雍良岑造竈火葬。莫改他處。諡号称其国其北郡朝廷馭宇天皇。流伝後世。

(新訂増補国史大系『続日本紀』前篇 吉川弘文館 1976年)

(3) 散骨(骨を粉碎して山野などの撒く葬りかた)事例

後太上天皇(淳和天皇)の散骨

史料⑤『続日本後紀』承和7年(840)5月

○辛巳(6日)「予聞く、人没すれば精魂天に帰す。而して空しく冢墓存して鬼物焉に憑る。終に崇りを為し、長く後累を貽す。今よろしく骨を碎きて粉と為し、之を山中に散らすべし」

○戊子(13日)「この夕、後太上天皇を御骨を山城国乙訓郡物集村に葬りたてまつり、御骨を粉碎し、大原野西山嶺の上に散じ奉る」

(4) 律令(喪葬令)にみる葬送の規定

天皇以下、主に官人身分以上の者の死の際の葬送・陵墓・服喪その他に関する規定

史料⑥喪葬令 第廿六

○凡そ皇都及び道路の側近は、並に葬り埋むること得じ。(9条)

○凡そ三位以上、及び別祖・氏宗は、並に墓を営すること得。以外はすべからず。墓を営すること得と雖も、若し大蔵せむと欲はば聽せ。(10条)

○凡そ墓には、皆碑立てよ。具官姓名の墓と記せ。(12条)

○凡そ百官身亡しなば、親王及び三位以上は薨(こう)と称せよ。五位以上及び皇親は卒(そち)と称せよ。六位以下、庶民に達るまでは、死と称せよ。(15条)

○凡そ服紀は、君、父母、及び夫、本主の為に、一年。祖父母、養父母に、五月。曾祖父母、外祖父母、伯叔姑、妻、兄弟姉妹、夫の父母、嫡子に、三月。高祖父母、舅姨、嫡母、繼母、繼父の同居、異父兄弟姉妹、衆子、嫡孫に一月。衆孫、從父兄弟姉妹、兄弟の子に、七日。(17条)

(井上光貞ほか校注『律令』岩波書店 1976年)

3 山梨県内の奈良・平安時代の墓

(1) 古墳への埋葬

竜王ニツ塚3号墳

甲斐市竜王新町～竜地に展開する赤坂台古墳群のなかのひとつ。7世紀中頃の古墳石室内部から10世紀代の土師器と人骨が出土。

(2) 土坑墓

狐原遺跡

笛吹市一宮町に所在、平安時代の墓壙2基(1号・2号)が確認されている。

百々遺跡

南アルプス市百々地内に所在、土坑墓とみられるものは7基ほどあり、このうち人骨の出土したのは4号土坑と5号土坑である。

朝気遺跡

甲府市朝気一丁目・二丁目に所在し、昭和60年(1985)の発掘調査で、人骨の出土した土坑墓が1基、平成19年(2007)の発掘調査で人骨を伴った土坑墓2基(4号土坑・11号土坑)が発見されている。

上窪遺跡(5次調査)

中央市下河東地内に所在、10世紀前半の墓跡が発見された。

大原遺跡

笛吹市一宮町に所在、W-2号土坑は、頭を北にした横臥伸展葬で長方形の平面形とみられるが詳細は不詳。

野午島・西ノ久保遺跡

南アルプス市野午島地内に所在、墓壙は調査区中央北側に2基、縦方向に並んで発見された。

このほか、人骨は出土していないものの墓壙と考えられる土坑は、北杜市梅之木遺跡や韭崎市上本田遺跡などでもみられる。

土坑墓は長方形の平面形を基本に、ほぼ南北方向に長軸をとり、横臥北枕の屈葬あるいは伸展葬という埋葬形態が主流のようである。副葬品の出土例は少ないが、土師器杯や鏡や刀子がみられ、上窪遺跡のように斎串・櫛・下駄などやや特殊なものも埋められている。土坑墓のなかで、集石の状態や石を壁などに配した例がみられるが、石を伴わない墓との違いはわからない。

(3) 火葬・骨蔵器(骨壺)

東原出土骨蔵器

笛吹市一宮町東原地内より出土し、中に人骨と砂が入っていたと伝えられる土師器壺。

石出土の灰釉陶器

笛吹市一宮町石地内のブドウ畑から出土した灰釉陶器の壺。火葬骨壺とされる。

九鬼Ⅱ遺跡

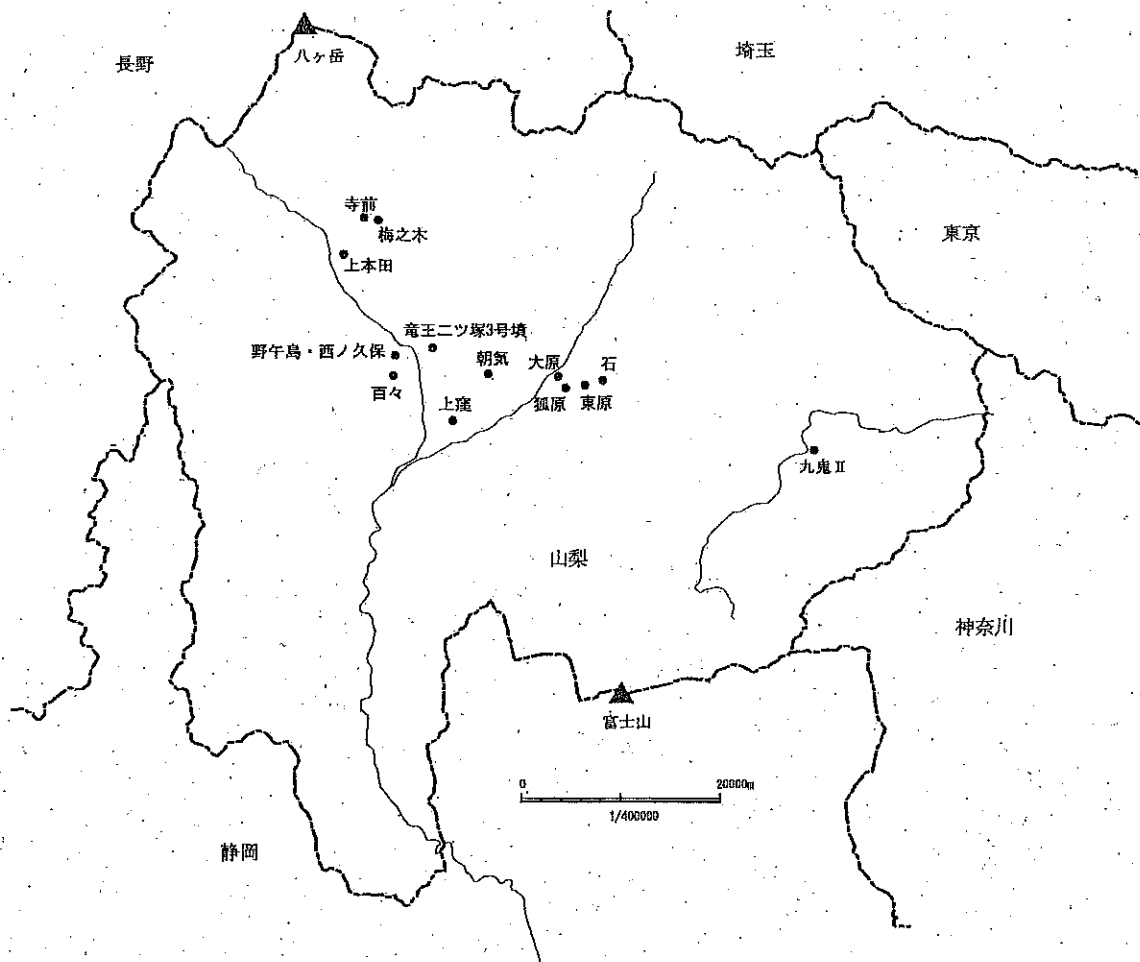
都留市井倉字九鬼に所在。調査区北辺の第8号住居跡から灰釉陶器の壺が出土。

寺前遺跡

北杜市明野町上神取地内に所在する。A-5区2号土坑と付番された灰釉陶器の壺が埋められた土坑が確認されている。

火葬骨蔵器の埋葬例は、奈良時代～平安時代前半にみられ、東日本では特に9世紀を中心とした時期に盛行するようである。山梨県内でも単独で埋められた灰釉陶器などにその可能性が求められるが、骨などの出土はみられずあくまでも推測で参考資料程度というものであり、火葬墓の実態は不明と言わざるを得ない。

以上、県内の遺跡をみてきたが、人骨などの出土によって墓として確実に認められるのは7遺跡12例にすぎない。



奈良・平安時代の墓制 遺跡位置図

山梨県内の奈良・平安時代の墓

遺跡名	所在地	遺構(遺構名)	規模	形状	長軸方向	副葬品等	埋葬形態	性別	時期
1 狐原遺跡	笛吹市一宮町	土坑(2号墓塚)	1.3m x 1.1m 深さ20cm	楕円形	北東-南西		頭を北にし、西向き横臥屈葬	成人男性	9世紀
2 狐原遺跡	笛吹市一宮町	土坑(1号墓塚)	1.52m x 1.0m 深さ35cm	楕円形	北東-南西		頭を北東にし、西向き横臥屈葬	成人性別不明	9世紀中頃
3 朝気遺跡	甲府市朝気一丁目	土坑(4号土坑)	1.2m x 0.75m 深さ15cm	楕円長方形	北東-南西		横臥屈葬か?	成人男性	9世紀
4 上塚遺跡(5次調査)	中央市下河原	土坑(墓跡)	2.2m x 1.02m 深さ38cm	楕円長方形	北-南		頭を北にし、植物繊維(蔦)に包まれる	熟年女性	10世紀前半
5 竜王二ツ塚3号墳	甲斐市竜王新町	古墳追葬			石室は北西-南東	土師器杯	頭を東南南にした横臥	壮年男性	10世紀代
6 百々遺跡	南アルプス市百々地内	土坑(5号土坑)	1.2m x 0.85m 深さ20cm	楕円形	北-南		頭を北にした埋葬	20歳前後の女性	平安時代後期
7 朝気遺跡(第5次)	甲府市朝気	土坑	2.15m x 0.76m 深さ35cm前後	不整な楕円長方形	北-南		頭を北にし、西向き横臥屈葬	30歳代の男性	平安時代後期
8 朝気遺跡	甲府市朝気一丁目	土坑(11号土坑)	1.1m x 0.45m 深さ5~15cm	楕円長方形	北東-南西		頭を北にし西向き横臥屈葬	壮年女性	11世紀
9 大原遺跡	笛吹市一宮町	土坑(W-2土坑)	不明	長方形?	北-南	土師器高台付杯・足高台付杯など	頭を北にし体を西に向けた横臥屈葬 木棺か?		11~12世紀
10 野牛島・西ノ久保遺跡	南アルプス市野牛島	集石土坑(墓塚1)	2m x 1.15m 深さ30cm	楕円長方形	北東-南西	鏡	頭を北にし西向き横臥屈葬?	女性か?	11~12世紀
11 野牛島・西ノ久保遺跡	南アルプス市野牛島	土坑(墓塚2)	2m x 1m 深さ30cm前後	不整な長方形	北東-南西	刀子	頭を北にし西向き横臥屈葬?		11~12世紀
12 百々遺跡	南アルプス市百々地内	土坑(4号土坑)	1.75m x 0.55m 深さ15~20cm	楕円長方形	北-南		頭を北にした伸屈葬、頭と足元に銅をかぶせる「籠蓋」あり	20歳前後の成人男性	12世紀

山梨県内の古代の墓塚とみられる遺跡例

遺跡名	所在地	遺構(遺構名)	規模	形状	長軸方向	副葬品等	埋葬形態	性別	時期
1 梅之木遺跡	北社市明野町浅尾	土坑(63号土坑)	2.55m x 1.35m 深さ90cm	楕円長方形	東-西	土師器杯			9世紀第4四半期~ 10世紀第1四半期 頃
2 梅之木遺跡	北社市明野町浅尾	土坑(74号土坑)	2.1m x 1.55m 深さ40cm	楕円長方形	東-西	土師器杯・四・墨書土器・焼きコテ			10世紀第1四半期 ~第2四半期
3 梅之木遺跡	北社市明野町浅尾	土坑(62号土坑)	1.2m x 0.65m 深さ20cm	やや不整な長方形	東-西	土師器碎片			平安時代
4 百々遺跡	南アルプス市百々地内	土坑(2号土坑)	2.1m x 0.65m 深さ15cm	長方形	北-南	土師器・刀子			10世紀後半~11世紀初葉
5 大原遺跡	笛吹市一宮町	集石土坑(E-1号土坑)	1m x 0.7m	長楕円形	北-南	土師器足高台付杯	石を壁際に配し、平石で土坑を覆う		11~12世紀
6 上本田遺跡	妻崎市穴山町久保	土坑(1号土坑)	3.2m x 2m 深さ25cm前後	楕円の不整な長方形	北東-南西	小刀	人頭大の石あり		平安時代未か?

山梨県内の火葬・骨蔵器とみられる遺跡例

遺跡名	所在地	遺構	規模	形状	遺構の大きさ	埋葬形態	性別	時期
1 東原出土骨蔵器	笛吹市一宮町東原地内	土坑か? 壺の上下に自然石			胴部最大径27.6cm・底径16cm ・器高27.2cm	壺の中に骨と砂が充填し蓋がついたもの		9世紀代?
2 石出土の灰種陶器	笛吹市一宮町石地内	土坑か? 壺に大きな石があり、70cm下から出土したという			胴部最大径26.5cm・底径14cm ・器高26cm	頭部以上を打ち欠いて使用		9世紀後半
3 九鬼II遺跡	都留市井倉字九鬼	8号住居跡から出土。住居跡絶後に埋葬か?			胴部最大径17cm・底径9cm ・器高18cm	頭部以上を打ち欠いて使用。正位に置かれる。		10世紀?
4 寺前遺跡	北社市明野町上神取地内	土坑(A-1-6区2号土坑)	径50~55cm 深さ27cm	円形	胴部最大径21.5cm・底径14.3cm ・器高18.5cm	胴部以上欠損。正位に置かれる。		平安時代

4 葬送のあり様

(1) 墓地の私有

史料⑦氏々祖墓 『類聚三代格』大同3年(808)8月25日 太政官符

一氏々祖墓及び百姓樹を栽え、林と為すなどの事

右の件、太政官今年閏六月八日に五畿内七道諸国に下す符に案じ称するに、氏々祖墓及び百姓宅辺に樹を栽え、林と為す等は、許すところの歩数は、具に明文に在るは、去る慶雲三年三月十四日、詔旨に称す、氏々祖墓及び百姓宅辺に樹を栽え、林と為す、並びに周二、三十許歩、禁の限りに在らず。

(2) 民衆の墓所

史料⑧家の側に葬ること 『日本後紀』延暦16年(797)正月壬午条

是日の勅にいう。山城国愛宕、葛野郡の人。死者有る毎に、便に家の側に葬ること、積習常となす。今、京師に接近し、凶穢を避けるべく、国郡に告げて、厳に禁断を加え、若し犯違こと有らば、外国に移貫すべし。

史料⑨百姓葬送の地 『類聚三代格』貞観13年(808)閏8月28日 太政官符

葬送の地並びに放牧の地を定める事

山城国葛野郡一処 五条荒木西里六条久受原里に在り。

四至 東西京極大路を限る。西南大河を限る。北上件両里の北畔を限る。

紀伊郡一処 十条下石原西外里十一条下佐比里十二条上佐比里に在り。

四至 東路並びに古河の流末を限る。西南並びに大河を限る。北京南大路西末、並びに悲田院南沼を限る。

右、右大臣宣を被りて称す。勅を奉りて、件等の河原、是百姓葬送の地也、放牧の地也。

(3) 葬送の事例

史料⑩『日本靈異記』中巻第二十五

時に閻羅王、待ち校へて言はく、「此は召せる衣女に非ず。誤チテ召せるなり。然れば暫く此に留れ。スミヤカニ往きて山田郡の衣女を召せ」といふ。鬼かくすこと得ず、荐ニ山田郡の衣女を召して、将て来る。閻羅王待ち見て言はく、「当に是れ召せる衣女ならむ」といふ。往の彼の鵜垂郡の衣女は、家に帰るに、三日の頃経て、鵜垂郡の衣女の身焼き失へり。更に還りて閻羅王に愁へて白さく、「体を失ひぬ。依りどころ無し」とまうす。

(中田祝夫校注『日本靈異記』小学館1975年)

史料⑪『今昔物語集』卷十三第三十

今昔、比叡ノ山ノ東塔二千手院ト云フ所有リ。広清ト云フ僧住ス。・・・(中略)・・・
日夜二法花經ヲ誦シテ、願クハ、此ノ善根ヲ以テ菩提ニ廻向ス。・・・(中略)・・・其ノ後、事ノ縁ニ依テ、京ニ下テ、一条ノ北ノ辺ニ有ル堂ニ宿シヌ。日来ヲ経ル間ニ、

其ノ所ニシテ身ニ病ヲ受テ悩ミ煩フ間、弥ヨ心ヲ至シテ法花經ヲ読誦シテ、彼ノ夢ノ告ヲ信ズ。而ルニ、遂ニ病癒ル事無クシテ死ヌ。弟子有テ、近キ辺ニ棄置レツ。其ノ墓所に、毎夜ニ法花經ヲ誦スル声有リ。「必ズ一部ヲ誦シ通ス」ト。弟子人ニ告ニ依テ、其ノ髑髏ヲ取テ、山ノ中ニ清キ所ヲ撰テ置ツ。其ノ山ノ中ニテモ尚、法花經ヲ誦スル声有リ。

(馬淵和夫ほか校注・訳『今昔物語集』一 小学館 1971年)

史料⑫『今昔物語集』卷十七第二十六

其後、夫幾ノ程ヲ経ズシテ、病ヲ受テ死ヌ。然レバ、金ノ山崎ノ辺ニ棄テツ。三日ヲ経テ活ヌ。其ノ時ニ、伊賀ノ守□□云フ人、国ニ下ルニ、此ノ活レル男ヲ見付テ、慈ビノ心ヲ発シテ、水ヲ汲テロニ入レテ、喉ヲ潤ヘテ過ヌ。家ノ妻此レヲ聞テ、行テ夫ヲ荷テ、家ニ返ヌ。

(馬淵和夫ほか校注・訳『今昔物語集』二 小学館 1972年)

史料⑬『拾遺往生伝』卷中二六

宅には資貯なく、また親族なし。死後の屍骸は、誰人か収斂せむや。八条河原に一の荒蕪あり。吾かの所に行きて、この命終わるべし。然らずんば妾児遺留せむに、旁に労あらむといへり。即ち鮮服を脱ぎて妻子に授け、鶉衣を着て河原に赴けり。禅僧一両、諾に依りて後にあり、隣里の数輩、旧を思ひて相送りつ。已にその所に到りて、草を靡かし筵を展げて、西に向ひて坐し、口に弥陀を唱へて、心に散乱なし。漸くに昧爽に及びて、念仏して氣絶えたり。これを相送りたる者、皆哀傷して歸りぬ。

(井上光貞ほか校注日本思想大系7『往生伝 法華験記』岩波書店 1974年)

史料⑭『今昔物語集』卷二十四第二十

其女父母モ無ク親キ者モ無カリケレバ、死タリケルヲ取り隠シ棄ツル事モ無クテ、屋ノ内ニ有ケルガ、髪モ不落シテ本ノ如ク付タリケリ。亦其骨皆次カヘリテ不離リケリ。

(馬淵和夫ほか校注・訳『今昔物語集』三 小学館 1974年)

史料⑮『日本靈異記』上卷第十二

高麗の学生道登は、元興寺の沙門なりき。山背の恵満が家より出でたり、往にし大化の二年の丙午に、宇治橋を営らむとして往来する時に、髑髏奈良山の溪ニ在りて、人・畜の為に履マル。法師之を悲しびて、従者万侶をして木の上に置かしめき。

(中田祝夫校注『日本靈異記』小学館 1975年)

5 おわりに

(1) 山梨県における古代の墓制について

○墓と断定できる遺構が極めて少ない

⇒ ごく限られたヒトだけが埋葬されていたものと考えられる。

○空闲地あるいは遺跡の中に散在する墓

⇒ 今日の共同墓地のように、特定の区域に墓が集中するような傾向は見出せない。

○一般的なヒトの葬送地＝百姓葬送の地

⇒ 家の側、川原あるいは山野に葬る。(史料⑧・⑨・⑪・⑫・⑮)

○一般的な葬送の形態＝棄て置かれる死体

⇒ 死体を遺棄するいわゆる風葬が行われていた。(史料⑪・⑫)

多くの人々は墓をつくらずに適当な場所に葬られていたのであろう。(史料⑮)

○葬送されない死体

⇒ 親族や身寄り、財力の無い家では死者を葬ることができなかった。(史料⑬・⑭)

(2) 葬送の後に――死後の観念

上村主万女と伴直富成女

上村主万女は 15 歳で小長谷部直浄足に嫁ぎ、3 男 1 女をもうけ、大同 3 年 (808) 浄足死後その霊を敬い生前と同様にあつかい貞節を守ったという。

伴直富成の娘は 15 歳で三枝直平麻呂に嫁ぎ、1 男 1 女をもうけ、承和 4 年 (838) 平麻呂死後悲しみ続け在りし日のごとくその霊を敬い貞節を守ったという。

史料⑯節婦上村主万女 『類聚国史』天長 6 年 (829) 10 月 19 日

乙丑、甲斐国人節婦上村主万女叙位二級、終身免戸田租。万女、年十五、嫁小長谷部直浄足、生三男一女。去大同三年、浄足死去。自爾以後、礼敬虚靈、猶用如在。村里称之。

(『山梨県史』資料編 3 文献史料編 144)

史料⑰節婦伴直富成女 『続日本後紀』承和 11 年 (844) 5 月 14 日

丙申、甲斐国言。山梨郡人伴直富成女、年十五、嫁郷人三枝直平麻呂、生一男一女。而承和四年平麻呂死去也。厥後守節不改。年已卅四、而攀号不止。恒事齋食、敬於靈床、宛如存日。量彼操履、堪為節婦者。勅、宜終身免其戸田租、即標門閭、以旌節行。

(『山梨県史』資料編 3 文献史料編 155)

引用・参考文献

- 山本寿々雄「山梨県一宮町出土の骨壺」『古代学研究』15・16 合併号 1956 年。
『山梨県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書―北巨摩郡双葉町地内 2― ―中巨摩郡
竜王町内―』山梨県教育委員会ほか 1979 年。
田代孝「一宮町石出土の灰釉陶器」『丘陵』第 10 号 1984 年。
「31 朝気遺跡」『甲府市史史料編 第一巻 原始古代中世』甲府市役所 1989 年。
猪俣喜彦ほか『大原遺跡発掘調査概報』一宮町遺跡調査会・一宮町教育委員会 1990 年。
『上本田遺跡』韮崎市教育委員会ほか 1992 年。
山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第 118 集『九鬼Ⅱ遺跡』山梨県教育委員会ほか 1996
年。
山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第 120 集『狐原遺跡』山梨県教育委員会ほか 1996 年。
宮澤公雄「大原遺跡」『山梨県史 資料編 1 原始・古代 1』山梨県 1998 年。
川道亨「寺前遺跡」『山梨考古』第 80 号山梨県考古学協会 2001 年。
山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第 201 集『百々遺跡 1』山梨県教育委員会ほか 2002
年。
明野村文化財調査報告 14『梅之木遺跡』I 明野村教育委員会 2002 年。
山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第 212 集『百々遺跡 2・4』山梨県教育委員会ほか
2004 年。
斎藤秀樹「野午島・西ノ久保遺跡」『山梨考古』第 103 号山梨県考古学協会 2007 年。
伊藤正彦「朝気遺跡」『山梨考古』第 106 号山梨県考古学協会 2007 年。
中央市埋蔵文化財調査報告書第 2 集『上窪遺跡（5 次調査）』中央市教育委員会ほか 2010
年。
渡辺照宏『死後の世界』岩波新書 1959 年。
斎藤忠『日本史小百科 墳墓』近藤出版社 1978 年。
森原明廣「山梨県」第 5 回東日本埋蔵文化財研究会『東日本における奈良・平安時代の母
制 ―墓制をめぐる諸問題―』第Ⅱ分冊 東日本埋蔵文化財研究会栃木大会準備委員会
1995 年。
服藤早苗『平安朝 女性のライフサイクル』吉川弘文館 1998 年。
森原明廣「奈良・平安時代の信仰と葬制」『山梨県史』資料編 2 原始・古代 2 1999 年。
藤井正雄『死と骨の習俗』ふたばらいふ新書 2000 年。
石井輝義「日本古代の墓地」野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院 2000 年。
勝田至『死者たちの中世』吉川弘文館 2003 年。
安田政彦『平安京のニオイ』吉川弘文館 2007 年。